

平成26年

第1回市議会定例会 議案第46号

はこだて療育・自立支援センター条例の一部改正について
はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する条例
はこだて療育・自立支援センター条例（平成23年函館市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第9号を第11号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に、「第7条第2項第2号」を「第7条第2項第3号」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 法第5条第16項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）

第4条第1項第4号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「第7条第2項第2号」を「第7条第2項第3号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第7条第2項第2号」を「第7条第2項第3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）

第5条各号列記以外の部分中「前条第1項第8号」を「前条第1項第10号」に改め、「。次条において同じ」を削り、同条第1号中「障害児」の後ろに「または児童福祉法第21条の6に規定する措置に係る障害児」を加え、同条第5号中「前条第1項第9号」を「前条第1項第11号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「前条第1項第7号」

を「前条第1項第9号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号中「または障害児」を「もしくは障害児または児童福祉法第21条の6に規定する措置に係る障害児、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項に規定する措置に係る者もしくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4に規定する措置に係る者」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 特定相談支援事業 法第5条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者および法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等

第5条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 障害児相談支援事業 児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者

第6条第1項中「の利用」を「の利用（法第5条第17項に規定する基本相談支援に係る利用、第4条第1項第10号に掲げる事業に係る利用ならびに児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第1項および知的障害者福祉法第15条の4に規定する措置に係る利用を除く。次項および次条第1項において同じ。）」に、「第6号」を「第8号」に、「第9号」を「第11号」に改める。

第7条第1項中「第4条第1項第9号」を「第4条第1項第11号」に改め、同条第2項第4号中「第4条第1項第7号」を「第4条第1項第9号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 特定相談支援事業 指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）に通常要する費用につき、同項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）

第7条第2項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 障害児相談支援事業 指定障害児相談支援（児童福祉法第24条

の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)に通常要する費用につき、同項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

はこだて療育・自立支援センターにおいて障害児相談支援事業および特定相談支援事業を行うこととし、ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う規定の整備等をするため